



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
7 月 9 日
号 外 （ 1 ）
水 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 条 例	
※滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	5
※滋賀県税条例等の一部を改正する条例（税政課）	9
※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税政課）	14
※滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	14
※滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課）	15
※滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例（経営課）	16
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（下水道課）	16
※滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例（警察本部会計課）	17

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

1 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 4 号）の一部改正

- 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、勤務時間の始めまたは終わりでない時間についても行うことができることとしました。（第 1 条の規定による改正後の第 22 条関係）
- 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うこととしました。ただし、次のアまたはイに掲げる場合にあっては、それぞれ当該アまたはイに定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができることとしました。（第 1 条の規定による改正後の第 22 条の 2 関係）
 - 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- 第 1 号部分休業または第 2 号部分休業のいずれを請求するかに係る任命権者に対する事前の申出は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに行うこととしました。（第 1 条の規定による改正後の第 22 条の 3 関係）
- 第 2 号部分休業の上限は、1 年につき次のアまたはイに掲げる職員の区分に応じ、当該アまたはイに定める時間とすることとしました。（第 1 条の規定による改正後の第 22 条の 4 関係）
 - 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分
 - 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間の時間数に 10 を乗じて得た時間
- 第 1 号部分休業または第 2 号部分休業のいずれを請求するかの申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより申出の内容の変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすることとしました。（第 1 条の規定による改正後の第 22 条の 5 関係）
- 部分休業の承認を取り消す事由は、職員が申出の内容の変更をしたときとすることとしました。（第 1 条の規定による改正後の第 24 条関係）

2 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 49 号）、滋賀県公立学校職員の勤務

時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)の一部改正

(1) 子育て支援時間について、1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内で取得する形態を選択できるようにすることとしました。(第2条の規定による改正後の第20条の3、第4条の規定による改正後の第21条の3および第5条の規定による改正後の第20条の3関係)

(2) 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出をした職員等に対して、出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置等を講ずる等しなければならないこととしました。(第2条の規定による改正後の第21条、第4条の規定による改正後の第22条および第5条の規定による改正後の第21条関係)

3 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部改正

育児部分休業および子育て支援時間について、1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないものとする事としました。(第3条の規定による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例第4条および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第25条関係)

4 その他

(1) この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(条例第34号)

1 個人の県民税

令和8年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者が地方税法(昭和25年法律第226号)第34条第1項第12号に規定する特定親族を有する場合には、その者の前年の総所得金額等から特定親族特別控除額を控除することとしました。(第1条の規定による改正後の第19条関係)

2 法人の県民税

(1) マンション再生組合、マンション等売却組合およびマンション除却組合について、収益事業課税とすることとし、併せて課税免除の対象とすることとしました。(第1条の規定による改正後の第17条、第27条の9関係)

(2) 法人の県民税の法人税割の税率の特例措置について、その適用期間を令和13年1月31日までの間に終了する事業年度まで5年間延長することとしました。(第1条の規定による改正後の付則第15条関係)

3 県たばこ税

加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準について、国たばこ税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとしました。(第1条の規定による改正後の付則第10条関係)

4 軽油引取税

(1) 円滑化協定(我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいう。)に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊(以下「締約国軍隊」という。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について定めることとしました。(第1条の規定による改正後の第55条、第58条の2関係)

(2) 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置について定めることとしました。(第1条の規定による改正後の付則第10条の2の6関係)

(3) 軽油引取税の課税免除の特例について、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和7年法律第26号)の施行に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条の規定による改正後の付則第10条の2の6関係)

5 滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第37号)において講じた外形標準課税の対象法人に係る事業税額の控除措置について、対象となる法人を明確化することとしました。(第4条関係)

6 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、次のアからカまでに掲げる規定は、当該アからカまでに定める日から施行することとしました。

ア 1および6(2)の一部 令和8年1月1日

イ 3および6(2)の一部 令和8年4月1日

ウ 4(1)および(2)ならびに6(2)の一部 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(令和7年法律第7号) 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

エ 4(3)および6(2)の一部 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行の日

オ (3)の一部 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号)の施行の日

カ 2(1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 第2種産業振興促進区域における課税免除の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(第4条関係)

2 促進区域における不均一課税の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとしました。(第6条関係)

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行し、1および2は、令和7年4月1日から適用することとしました。

(2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 個人演説会告知用ポスターの廃止に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条関係)

2 選挙運動用ビラの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとしました。(第8条関係)

(1) ビラの作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭(現行7円73銭)に引き上げることとしました。

(2) ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合

5円62銭(現行5円18銭)に50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に419,000円(現行386,500円)を加えた金額をビラの作成枚数で除して得た金額に引き上げることとしました。

3 選挙運動用ポスターの作成のための公費負担限度額の算定の基礎となる作成単価を次のとおり改正することとしました。(第12条関係)

(1) ポスター掲示場の数が500以下の場合

586円88銭(現行541円31銭)にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとしました。

(2) ポスター掲示場の数が500を超える場合

30円73銭(現行28円35銭)に500を超える数を乗じて得た金額に609,690円(現行586,905円)を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額に引き上げることとしました。

4 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1および(2)の一部は、令和8年1月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(条例第37号)

(1) 民生委員の定数の範囲を改めることとしました。

(2) この条例は、令和7年12月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第3条および第4条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

(1) 矢橋埴帆島公園の相撲場を廃止することとしました。(第9条および別表関係)

(2) この条例は、令和7年9月1日から施行することとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- (1) 警察官に対して支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとしました。(第1条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとしました。

条	例
滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和 7 年 7 月 9 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県条例第33号 滋賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 （滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正） 第 1 条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。 第21条第 2 号中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の右に「。次条において同じ」を加える。 第22条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。 育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 第22条第 2 項および第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。 （第 2 号部分休業の承認） 第22条の 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。 (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 （育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間） 第22条の 3 育児休業法第19条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 （育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第22条の 4 育児休業法第19条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間の時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情） 第22条の 5 育児休業法第19条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測	

することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条中「職員が」の右に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第20条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第22条とし、第20条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第21条 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支

援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「養育するため1日の勤務時間の全部または一部」に改める。

(1) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)第4条第2項

(2) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第25条第2項

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第21条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第26条を第27条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第22条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第23条とし、第21条の3の次に次の1条を加える。

(妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の

状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第20条の3第1項中「一部」を「全部または一部」に改め、同条第2項中「1日につき2時間を超えない」を「、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに前項の職員があらかじめ申し出た次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第1項中「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第22条とし、第20条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠または出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第21条 本部長は、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、

または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 本部長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 本部長は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の滋賀県職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

滋賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第34号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

（滋賀県税条例の一部改正）

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該証明書の交付を請求する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に当該手数料の納付を委託した場合は、当該証明書の交付の請求があつた後に当該指定納付受託者が納付することができる。

第17条第3項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第19条中「扶養控除額」の右に「、特定親族特別控除額」を加える。

第23条の3の2第2項中「者に限る。）」の右に「もしくは法第34条第1項第12号に規定する特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるも

のに限る。)」を加える。

第27条の9第1項第4号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第55条第6項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令第43条の4の2に規定するものをいう。）」に、「オーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア」を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国」に改める。

第58条の2中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

付則第10条から第10条の2の4までを次のように改める。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第10条 令和8年4月1日以後に第40条第1項の売渡または同条第2項の売渡もしくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第74条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項および次項において同じ。）に係る第40条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第74条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第4条の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項および第3項において同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（法第74条の3の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条に規定するものについては、同項第2号ただし書の規定は、適

用しない。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第9条の4に定めるところによる。

第10条の2から第10条の2の4まで 削除

付則第10条の2の6第1項の表中「第55条第6項に規定するオーストラリア軍隊（以下この条において「オーストラリア軍隊」という）を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセスおよび協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国および当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。以下この条において同じ）」に、「オーストラリア軍隊が」を「締約国軍隊が」に改め、同条第5項中「附則第10条の2の2第12項」を「附則第10条の2の2第13項」に改め、同条第6項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改め、同条第7項中「）のうち」を「次条において「特例対象事業者」という。）のうち」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

- 7 前3項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の7第12項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の7第12項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

付則第10条の2の6の次に次の1条を加える。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除の特例）

第10条の2の6の2 法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

付則第10条の2の12第4項中「乗用車（総務省令で定める）」を「乗用車（施行規則附則第4条の11第11項に規定する）」に、「バス（総務省令で定める）」を「バス（同条第12項に規定する）」に、「トラック（総務省令で定める）」を「トラック（施行規則附則第4条の11第9項に規定する）」に、「で総務省令で定める」を「で施行規則附則第4条の11第8項に規定する」に、「もの（総務省令で定める）」を「もの（同条第10項に規定する）」に改め、同条第5項中「総務省令

で定める」を「施行規則附則第4条の11第13項に規定する」に改める。

付則第11条第1項ただし書中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

付則第15条中「令和8年1月31日」を「令和13年1月31日」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条の2の6第1項の表中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和5年法律第26号）」を「日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和7年法律第26号）」に改める。

（滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち滋賀県税条例第9条の改正規定中「総務省令で定める」を「施行規則第1条の8第1項に規定する」に改める。

（滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和6年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち滋賀県税条例付則第7条の2の2の2の次に1条を加える改正規定中「総務省令で定める」を「施行規則附則第2条の6の4に規定する」に改める。

付則第6項中「または同号イ」を「もしくは同号イ」に改め、「有しないもの」の右に「または前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8年新条例第37条第1項第1号イ（8年新条例付則第7条の2の2の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中滋賀県税条例第19条および第23条の3の2第2項の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定 令和8年1月1日
 - (2) 第1条中滋賀県税条例付則第10条から第10条の2の4までの改正規定ならびに付則第4項および第5項の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第1条中滋賀県税条例第55条第6項および第58条の2ならびに付則第10条の2の6第1項、第5項および第6項の改正規定ならびに付則第6項および第7項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
 - (4) 第2条および付則第8項の規定 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間にお

ける相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律(令和7年法律第26号)の施行の日

(5) 第1条中滋賀県税条例付則第11条第1項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号)の施行の日

(6) 第1条中滋賀県税条例第17条第3項の改正規定(「(昭和22年法律第67号)」を削る部分を除く。)および同条例第27条の9第1項第4号の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)第19条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の3の2第2項の規定は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第23条の3の2第2項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の滋賀県税条例第23条の3の2第2項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

4 次項に定めるものを除き、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第10条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、滋賀県税条例第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第40条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例付則第10条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 滋賀県税条例第40条の3第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例付則第10条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第10条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(軽油引取税に関する経過措置)

6 新条例第55条第6項および第58条の2の規定は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)以後の軽油の輸入および軽油または燃料炭化水素油(滋賀県税条例第54条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。)の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の輸入および軽油または燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

- 7 新条例付則第10条の2の6第1項、第5項および第6項の規定は、3号施行日以後の軽油の引取りおよび譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、3号施行日前の軽油の引取りおよび譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 8 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例付則第10条の2の6第1項の規定は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取りおよび譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りおよび譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第35号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「または収入金額」および「。第5条において同じ」を削り、同号イ中「当該年」を「年」に改める。

第4条第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同号ア中「新設し、または増設した設備」を「第2種特別償却設備」に、「当該設備」を「当該第2種特別償却設備」に、「製造事業用、旅館業用、情報サービス業用、有線放送業用、インターネット附随サービス業用」を「製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業」に、「事業用の」を「事業の用に供する」に改め、同号イ中「当該年」を「年」に、「新設し、または増設した設備」を「第2種特別償却設備」に、「当該設備」を「当該第2種特別償却設備」に改め、同条第2項中「所得金額」を「所得」に改める。

第5条第2項第1号中「収入金額」の右に「（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）」を加える。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第6条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第36号

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（滋賀県知事の選挙の場合に限る。）および同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

第12条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定および付則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「新条例」という。）第8条および第12条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第1条の規定は、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第37号

滋賀県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県民生委員の定数を定める条例（平成27年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

表彦根市の項中「135人」を「140人」に、「287人」を「298人」に改め、同表長浜市の項中「129人」を「132人」に、「273人」を「280人」に改め、同表近江八幡市の項中「123人」を「126人」に、「287人」を「296人」に改め、同表草津市の項中「167人」を「177人」に、「354人」を「376人」に改め、同表守山市の項中「119人」を「124人」に、「278人」を「291人」に改め、同表栗東市の項中「102人」を「106人」に、「239人」を「248人」に改め、同表甲賀市の項中「130人」を「134人」に、「304人」を「314人」に改め、同表野洲市の項中「73人」を「77人」に、「171人」を「179人」に改め、同表湖南市の項中「86人」を「88人」に、「202人」を「207人」に改め、同表高島市の項中「73人」を「74人」に、「170

人」を「174人」に改め、同表東近江市の項中「125人」を「130人」に、「266人」を「276人」に改め、同表米原市の項中「52人」を「53人」に、「122人」を「125人」に改め、同表日野町の項中「42人」を「43人」に、「120人」を「125人」に改め、同表竜王町の項中「63人」を「64人」に改め、同表愛荘町の項中「41人」を「42人」に、「118人」を「122人」に改め、同表甲良町の項中「37人」を「38人」に改め、同表多賀町の項中「41人」を「42人」に改める。

付則第2項中「273人」を「280人」に、「266人」を「276人」に、「122人」を「125人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第38号

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成23年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号および第4条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第39号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「、相撲場」を削る。

別表第1項第2号中「相撲場および」を削り、同号の表相撲場の部を削り、同表中

「 入 場

料等を徴収しない場合	平 日	同	1,520	を	入場料またはこ (以下「入場料 を徴収しない場
	休日等	同	2,300		

れに類する金銭 等」という。)合	平 日	1 時間につき	1,520	に改め、別表注 8 中「相撲場、」
	休日等	同	2,300	

を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 9 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第40号

滋賀県警察官支給品および貸与品条例の一部を改正する条例

滋賀県警察官支給品および貸与品条例（昭和29年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「または夏服スカート」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

